

審議会等会議録

| | |
|----------------------|--|
| 審議会等の名称 座間市個人情報保護審査会 | |
| 開催日時 | 平成24年6月28日(木) 14:00~15:00 |
| 開催場所 | 市役所4階 4-2会議室 |
| 出席者 | 平田会長 飯島副会長 長田委員 齋藤委員 曾根委員 |
| 事務局 | 小林文書法制課長 安藤情報公開係長 和田主事補 戸籍住民課担当職員 |
| 公開の可否 | 公開 |
| 傍聴人数 | 無 |
| 非公開又は一部公開とした理由 | |
| 議題 | 1 座間市個人情報保護条例第9条第2項及び第11条第2項に基づく諮問事案の審議 2 座間市個人情報保護条例第8条第3項に基づく報告 |
| 資料の名称 | 第43回座間市個人情報保護審査会資料 |
| 会議の内容 | <p>1 座間市個人情報保護条例第9条第2項及び第11条第2項に基づく収集、利用、提供の制限についての諮問事案</p> <p>・外国人住民に係る住居地届出事務 (収集の理由) 外国人住民の登録情報を住民基本台帳に反映させるために異動があった外国人住民の氏名、性別、生年月日、住所、国籍、異動事由、在留カード番号、在留資格、在留期間、在留期間満了の日、中長期在留者である旨等を戸籍住民課が法務省入国管理局から収集することの諮問が戸籍住民課から提出された。 事務執行に当たっては個人情報の取扱いに十分注意し、適切な管理に努めるよう意見が添えられて適正と認められた。</p> <p>(利用提供の理由) 外国人住民の住居地情報を法務大臣に通知するために住居地の変更届出をした外国人住民の氏名、性別、生年月日、住所、国籍、異動事由、在留カード番号を戸籍住民課から法務省入国管理局へ提供することの諮問が戸籍住民課から提出された。 事務執行に当たっては個人情報の取扱いに十分注意し、適切な管理に努めるよう意見が添えられて適正と認められた。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>2 座間市個人情報保護条例第8条第3項に基づく新規、変更分の個人情報取扱事務登録簿の報告</p> |
|--|---|